

鹿 錫俊著

『中国国民政府の対日政策  
1931-1933』

東京大学出版会 2001年 v+280ページ

うち だ なお たか  
内 田 尚 孝

## I

1930年代前半期の中国外交史、日中関係史研究を大きく前進させる著作が出版された。「あとがき」によると本書は、鹿錫俊氏が一橋大学大学院に提出した博士論文をまとめ直したものとすることで、「受難の」、「失われた」、「文化大革命の10年」を通して獲得した3つの「財産」（客観的かつ独立的考察、人格の向上、あらゆる事物・事象に対する真摯な姿勢）（272ページ）と復旦大学（上海）を拠点とした中国での研究生活、そして10年におよぶ日本留学経験がみごとに結晶した成果と言えよう。

近年、中国（大陸・台湾）では同時期の日中関係史研究を深化させる研究が相次いで発表されている。ここでは、汪兆銘に焦点をあてて国民政府の対日政策の展開過程を明らかにした許育銘氏の著書〔許1999〕と日本、特に東京における対中政策決定過程の解明に挑んだ臧運祐氏の研究〔臧2000〕を挙げておきたい。いずれも一次資料をつぶさに検討した労作で、今後この方面での研究がさらに進展することを予感させる充実した内容となっている。本書もこれらと同様、あるいはそれ以上の未刊行資料の丹念な発掘とそれに基づく緻密な実証を特徴としており、特に中国第二歴史檔案館の行政院檔案や外交部檔案、あるいは国史館の蔣介石檔案からの引用資料のなかには、日本で初めて紹介されるものも少なくない。

本書の構成は以下の通りとなっている。

## 序 論

第1章 南京政府初期の対日関係（1927～1931）

第2章 「国際的解決」への固執

第3章 内憂問題と対日接近

第4章 日中危機と対ソ復交

第5章 「徹底抗日」論の再燃と対日政策の分裂

第6章 政策転換への情勢と条件

第7章 「局部的妥協」——確定の中の未確定——

結 論

## II

本書執筆の動機は、中華民国（国民政府）の外交を主体的にとらえ「客観的に評価する」という点にあると言ってよいだろう。著者は、これまでの研究の問題点を、(1)大陸においては革命の対象であった国民政府の政策をほぼ一貫して否定的に評価する一方、(2)台湾においては「肯定一辺倒」に偏り、また(3)日本においては「中国側の正統的『革命史観』とそれに基づく国民政府理解」が長期にわたって「通説的地位」を獲得していたために「民国史」の提唱にもかかわらず依然「革命史観」の影響が強く残っていると概括し、さらに、日本での研究状況については『日中関係史』といっても日本側の視角からの研究が主流で、「相手国中国側の政策と対応を中心とする研究」は立ち遅れてきたと批判する（1～3ページ）。確かにこれまでの日本における日中関係史研究は、「日本帝国主義史」研究の一部に組み込まれ、その主観的意図とは裏腹に、往々にして日本側の資料に基づく日本側からの一方的な説明に終始してきた感は否めない。この点で双方の資料や研究成果を踏まえて両政策アクターを同レベル、同比重で論ずることを前提としてきた日米関係史や日英関係史研究とは大きく異なってきたと言え、評者もこの点に強く共感を覚える。

著者は、二国関係史の分析単位に由来する研究史上の問題を上記のように整理、批判しているが、例えば「結論」部分で、「国民政府がここまで危機的状況に持ちこたえたのは決して容易なことではなく、基本的には評価すべきである」とか、「『内』先『外』後の優先順位は正しかった」（255～256ページ）などと評しているように、従来の台湾における国民政府評価を大幅に取り入れている点に大きな特徴を認め

ることができる。そしてこのような国民政府の再評価、国家・政権側からの歴史像の再構成は、他方で「一般民衆の多くは無教育で、国家的問題や国際問題を分析する能力に欠け、平時は無関心であるが、その反面一度刺激や煽動を受けるとたちまち衝動的になりがち」(34ページ)といったような、民衆に対する極めてネガティブな評価と対をなしている。このような学生を含む民衆の言論や運動に対する従来の通説的評価の修正は、天安門事件後の大陸におけるひとつの傾向として確認することができるが、より広くは11期3中全会以降進捗しつつある「革命パラダイム」から「近代化パラダイム」への転換とその急速な進展の影響も指摘しておかなければならないだろう。

さて、本書が対象とする1931年から33年という時期について、それを日中戦争の一部とみるか否かをめぐり、日本の研究者の間で見解の相違が存在している。しかし、例えば、俞辛焯氏が「満州事変」の特徴を「日本の戦争史において特異的な形態で勃発した戦争」[俞 1986, 1]であることに求め、また白井勝美氏がその著書に『満州事変——戦争と外交と——』(中央公論 1974年)という書名を冠しているように、「満州事変」=「戦争」という認識については共有されてきたと言ってよいだろう。ところが近年、中国の「国家意思」も重視すべきであるとの観点から、「九・一八事変から七・七事変まで中国は『不抵抗』政策を採り、戦争をしているつもりは全くなかった」と論じ、「満州事変」は「戦争」ではないという見方をとる立場も出されている[菊池 1997]。本書はこの点に関して特に明示的ではないが、「日中危機」(1ページ)、あるいは「満州事変以降日中戦争開始までの6年間」(261ページ)などという表現から判断する限りでは「満州事変」を「戦争」とはとらえていないように思われる。

### III 戦前の外交政策

本書は、日本では従来看過されがちであった国民政府側の動きを克明に紹介するとともに多くの論点を提起しているため、少し長めではあるが若干のこ

メントを付しつつ本論部分について論究したい。

第1章は、前史ともいえるべき南京国民政府成立から「満州事変」勃発までの時期をあつかう。1927年3月の南京事件に対する英米の強硬姿勢とは異なった幣原外交の穏健な対応は、蔣介石に日本は英米よりも中国革命に好意的であるとの認識を持たせた。ところが、田中義一内閣は、幣原外交を「軟弱外交」と非難し、北伐阻止を目的とした2回にわたる山東出兵を実施、特に第2次山東出兵(1928年4月)に伴って起こった済南事件は、蔣介石に「屈辱」や「強烈な刺激」を与え、これによって醸成された「対日憎悪」は、南京事件の際の「対日親近感」を「大幅に相殺」したとする(15ページ)。さらに、日本による東北易幟(1928年12月29日張学良が北京政府時代の五色旗を青天白日旗にかけかえ、国民政府による国家統合への支持を表明したこと)の妨害と不平等条約改正拒否は、国民政府が進める近代国家建設に対する英米の姿勢との違いを際立たせ、中国を英米提携に走らせることとなり、対日外交の「軽視」と対日行動における「軽率」という「二軽」傾向を促進したと指摘し、この「革命外交」が「日中関係の行き詰まりと1931年の満州事変をもたらした」(24ページ)一因であったとの見方を示す。

第2章では、まず、「満州事変」勃発前夜の中国の特徴を「軍事的脆弱」、「経済的貧困」、「政治的分裂」の3点にまとめたうえで、このような「国力の脆弱」と「世論の強硬」という矛盾状況が、国民政府の対日政策を拘束したとする。事変勃発直後、国民政府の側から直接交渉を模索する動きがあったが、9月21日に開催された国民政府指導部の緊急会議で「日本との直接交渉をしないことを決定し」(40ページ)、この国際的解決一辺倒の外交路線は孫科政権発足まで継続したとする。そして、同外交路線に働く推進力は、著者が直接的交渉の「基礎となり得た」(48ページ)と判断する「日中平常関係確立ノ基礎的大綱」(10月26日)に基づく事態打開の機会を喪失せしめたとし、国民政府の外交政策を厳しく批判する。この時期の中国外交については、国際連盟提訴をいち早く提言する一方で、対日直接交渉にも前向きであった張学良の顧問、顧維鈞の外交戦略につい

での分析があってもよかったように思われる。

第3章は、「蔣汪合作政権」による外交路線の模索過程を分析する。国際連盟と第三国の現実に果たす役割への相当な期待低下が、「対日交渉拒否という従来の強硬姿勢」に変更を迫ったとしたうえで、「東北問題と対日方針」と題する蒋介石の演説（1932年1月11日）に「直接交渉拒否」方針是正の跡を読み取る。と同時に汪兆銘が掲げる「一面抵抗・一面交渉」政策について再検討を加え、同政権は、孫科政権の「対日国交断絶」方針を退け、(1)「将来への希望のために国際的解決を主軸として続行しつつ」、(2)「第三者に対する現実の失望と、難局打開の当面の急務のために軍事上は抵抗を実施し」、(3)「外交上は対日交渉を行う」という「三線並行」方針を新たに打ち出したと指摘する(73ページ)。第1次上海事変勃発を受け、国民政府軍事委員会は「全国防衛計画」を策定するが、「割拠状態にある地方勢力と党内反対派は、全民・全土よりも自己の実力温存、地盤維持を優先し」(78ページ)、不発に終わる。しかも、国民党打倒を掲げる中国共産党の武装闘争は国民政府の抗日作戦に大きな制約を課し、国民政府は「日本軍と中共軍の挟撃を受ける苦境に立たされた」(80ページ)。こうした経験を踏まえて国民政府は廬山会議(1932年6月中旬)で「安内攘外」(国内問題の解決〔中共勢力の一扫〕を最優先課題とし、これにめどをつけてから本格的に對外問題を処理〔抗日〕すること)方針を基本国策として定めるに至る(84ページ)。そして、この方針を推進するためには「対日接近はとらざるを得ない選択であった」と分析したうえで、国民政府がこの方針を決定した背景には、2つの相反する「日本観」、つまり「臥薪嘗胆」と「長期抵抗」の思惑からの「対日提携」衝動(=「策略」と日本国内の「反陸軍派」による自浄能力への期待感を拠り所とする「平和的解決の可能性」への望み(=「誠意」)があったと論じる(85~88ページ)。国民政府は1932年7月に入ると上海事変によって停顿していた対日直接交渉の模索を加速させたが、一方の日本政府は9月15日「満州国」を正式承認、こうして国民政府による対日接近・直接交渉の模索は行き詰まる。その後も国民政府は、「接近の続行を以

て日中緊張」の緩和を図るべく「直接交渉の機会」を日本に求め続けたが、「満州国」問題について日本側からの譲歩を引き出すことができず、同年12月、「7月以来の対日接近政策とそれによる満州問題の早期解決構想に終止符を打」ったとする(98ページ)。

第4章は、前2章とほぼ同じ時期を対象とするが、中ソ関係の展開から国民政府の対日政策の推移を照射している点で極めて興味深く、本書に一層の奥行きを持たせている。1931年当時、中ソ両国は29年半ばの中東鉄道問題をめぐる武力衝突以来、国交断絶状態にあり、国民政府は「ソ連を日本と同様の外患と見て、ともに敵視していた」(109ページ)が、「満州事変」勃発を受け、中国国内で「対ソ復交」が提起されるようになる。しかし、特殊外交委員会第1回会議(9月30日)での議論は、英米への配慮、「中国指導部」に存在する対ソ嫌悪感や警戒感、対日刺激への懸念から「対ソ復交」と「対ソ連合」を区別し、かつ前者についても消極的なものであった(110~111ページ)。一方のソ連は、「日本牽制と自国の孤立脱出を図って中国との国交回復を望」む傍ら、「中国の国家体制と中央政府を敵視し、その転覆工作を操り、中国の分裂と混乱を増幅させ」る(115ページ)など矛盾に満ちていた。中国で孫科を中心に「連ソ」論調が高まりをみせていた1932年4月、ソ連は「対中外交圧迫」を強化、これを受けて行政院は、外交部の国交回復提案を可決し、議案を中央政治会議に上げるが、同313回会議は、「外交的憂慮」から行政院の即時対ソ復交提議を骨抜きにした「不可侵条約」締結先行方針を議決する。指導部は「日患」と「露患」の間で苦悩するが、最終的には7月初旬の「蔣作賓の帰任を機に、明らかに対日接近策へと傾斜した」とし、この政策選択の背景には「誠意」があったとする。国民政府は、日中直接交渉を模索するなかで、日本を「説得」するため、特に日中両国による「共同反ソ反共」の必要性を強調したが、この「説得」も「対日直接交渉の模索と同様、9月15日の日本の『満州国』承認により蹉跌を来し」(125ページ)、対ソ国交回復交渉の即時開始決定を促すこととなったと論じる。

第5章は、熱河危機に直面した1932年末前後の国民政府内部における政策対立の実態を明らかにする。熱河省をめぐる日中間の緊張が高まるなかで開催された4期3中全会で、「文官」リードの下、徹底的な抗日実行（正規軍の華北への集中、東北地域の抗日武装勢力への支援、全国的規模での対日ボイコット実行）が決議された。この対日強硬方針は、「文官」のみならず蒋介石ら「軍人指導者」も支持していたが、それは表面的なものであって、実際には後者は前者の「対日強硬一点張り」とは異なり、「水面下では戦争を回避するために、非公式なルートを通じて、日本に対する柔軟な対応を試みる」などしていた(154ページ)。そして文・武両者は「裏では政策的対立と矛盾を一層深刻化させていた」とまとめる。ただ、ここで蒋介石の言動のみをもって「軍人指導者」のそれをすべて代弁させるのは無理があるのではないかと思われる。

第6章では、対日断交をめぐる国民政府内での緊迫したやり取りが臨場感溢れるタッチで明かされる。「リットン報告書」に基づく国際連盟の審議が最終局面に入りつつあった1933年2月15日、中国の国際連盟代表団は外交部に対して連盟規約第16条を適用させるため対日断交すべきであるとの意見を打電、立法院はこれを支持したが、断交に関する英・米・仏からの否定的な姿勢が明らかとなるなかで、断交による国際的対日制裁計画は破綻する。これに加えて「熱河の惨敗」は、「冷静に自国の国情、国力や弱点、欠点を反省するムードももたらし」(178ページ)、「軍人指導者」の安内優先路線を再浮上させたとする。そして、国民政府は、国際連盟の最終結論が出てから国際的対日制裁は行われず、長城抗戦（熱河を攻略して南下する日本軍に対し、中国側は長城線の確保と関内への日本軍の進軍阻止のため中央軍をも投入して抗戦を実施し、長城線をはさむ激戦を展開した）による武力抵抗を実施しても列強の態度は改善されないという現状をみて、「近い将来の国際的解決」への希望を失い、「国際的解決を基軸としてきた総体的対日政策も変えなければならぬ岐路に立たされた」(186～187ページ)。ここに蔣汪合作政権が再スタートする。本章にあって、中国の国際連盟

外交について、国民政府が日本の連盟脱退を事前に予測していたのか否かという視点から、脱退が中国の政策当局や世論に与えたインパクトについての分析がないのはいささか残念と言わざるを得ない。

最後の第7章は、塘沽停戦協定調印に向けての国民政府の決断の過程と協定調印後に策定された内外政策の特質について検討する。「蔣・汪指導部」は、「『先安内・後攘外』の優先順位の貫徹と『未失の領土の保全』を最優先目標とし、傀儡政権の不承認と領土割譲条約の不締結を限度とする『局部的対日妥協』」(206ページ)政策を採択し、「対日直接交渉」を再開するとともに「行政院駐平政務整理委員会」の設置を決定するが、日本側は関内作戦でこれに応じる。しかし、「日本軍の背信的強圧行為」と「それに対する列国の等閑視は、対日政策における国民政府の内部対立を解消し、局部的妥協方針に対する合意」(211ページ)を促進したとする。一方、日本軍側も「満州国」内部の治安維持強化へのシフトと政治的謀略の失敗により「国民政府の停戦要求に応じざるを得なくなり」(216ページ)、塘沽停戦協定締結をみるに至った。そして、協定締結後、国民政府が「安内攘外」を政策の中核に据えた国家統合・国家建設優先路線(=「救国大計」)を確定するに至る経緯を概観したうえで、「日中関係の将来が戦争の道に行くか」否か、「中国にはまだ大きな未確定性が残って」(234ページ)いたと指摘する。

以下、いくつかの論点について検討しておきたい。

まず「不抵抗政策」をめぐる問題からとりあげる。著者は、「満州事変」前に中央が張学良に「不抵抗政策」を命じていたという通説を批判し、「絶対に抵抗するな」という命令は、事変後、蒋介石・中央からではなく張学良が出したものと主張している(36ページ)。しかし、国民政府は9月23日に発した「全国国民に告げる書」のなかで「全国の軍隊に対して日本軍との衝突を回避するよう厳格な命令を発した」(已厳格命令全国軍隊、対日軍避免衝突)ことを明らかにしている。「不抵抗」という文言こそみられな

いが、中央が東北軍を含む「全国の軍隊」に武力抵抗を禁じていたと考えて間違いないだろう。「不抵抗」の中国に日本が一方的に軍事行動を展開しているという理不尽さを強調することによって国際的共感を得ようとしていた当時の国民政府の外交戦略も合わせて考慮すると、遅くとも事変勃発直後、中央は(あるいは中央も)不抵抗を命じていたとする方がより説得的だと思われる。

著者が導いた上記の結論は、当時の中国に対する著者の国家イメージと密接に関係しているものと考えられる。著者は、対外的に国家主権を代表し、また対内的にも国家主権を行使するのは国民政府であることを大前提として議論を展開してはいるものの、後者については、例えば、「当時の南京国民政府は名義上は中央政府であるが、実際は東北三省には権力が及んでいなかった……日本軍の東北侵略に対して抵抗するか否かの主導権は南京国民政府ではなく、東北の実際の支配者である張学良地方政権にあ」った(35ページ)とか、「割拠状態にある地方勢力と党内反対派は、全民・全土よりも自己の実力温存、地盤維持を優先した」(78ページ)などと指摘しているように、国民政府は「名義上の中央政府」に過ぎず、当時の中国は「分裂」・「割拠」状態であったととらえている。「新軍閥論」、あるいは当時の日本軍部の対中国認識である「分裂国家」論が描く国家像(対内的国家主権イメージ)との近似性を指摘できよう。そして、このような国家イメージに基づいて、張学良が「不抵抗」を命じた理由を「ほかの地方軍と同じく、日本の侵略には反対だが、全国的な抵抗戦争が行われぬ限り、単独の、局地的抵抗で自分の実力を消耗させたくはなかった」と、「国家よりもまず自己の地盤と実力の維持を最重視」していたことに求める(39ページ)。この点についてはすでに西村成雄氏が、俞(1986)に対する書評のなかで、『軍閥』(＝地盤確保第一—評者)なるがゆえに「不抵抗」であったとは必ずしもいいがたい面がある。むしろブルジョワ民族主義的全国政権化の過程での『安内攘外論』との関係からその根拠を求めることの方が説得的であろう」[西村 1988]との見方を提示していることを紹介しておきたい。そして、このような

観点から、再度蒋介石が張学良に「不抵抗」を命じたという「銑電」(8月16日)や同趣旨を張学良が臧式毅に指示した「魚電」(9月6日)などを検討し直す必要があるように思われる。

次に、本書は、数多くの資料を詳細に検討することによって「満州事変」期の複雑な外交過程の軌跡を明瞭に浮かび上がらせた点で高く評価できるが、例えば「感謝」と「怨恨」、「対日直接交渉」と「対日直接交渉拒否」、「策略」と「誠意」、「文官」と「武官」などのような二項対立的なとらえ方や政策間の相違(あるいは断絶)を強調しがちであるために、両者間に存在するバリエーションやグレーゾーンが削り落とされてしまった感が否めない。

例えば、「対日直接交渉」か「対日直接交渉拒絶」かという対比においては、1932年夏の状況を前者の強調で展開している。6月以降、熱河防衛をめぐる汪兆銘と張学良の関係悪化が表面化し、最終的には汪兆銘の出国という事態に発展したことについて、著者は、熱河防衛問題は「汪・張政争の一つの原因にすぎず、唯一の原因ではなかった」(103ページ)と「通説」を批判し、「汪精衛は蒋介石の張学良宛の手紙を持って北平に行き、日中直接交渉の障害と見なされた北平綏靖公署主任の張学良に辞任を要求した。張学良がこれを断ると、汪精衛は自らの辞任を以て張の同時辞任を迫」り(88ページ)、「汪・張間の紛糾が対日直接交渉を妨げていた現状を見て、蒋介石は自ら(対日直接交渉の一評者)先頭に立とうとしていた」(89ページ)との見方を示している。しかし、蒋介石は、蔣作賓に直接交渉を模索するよう指示する電報を発する4日前の8月20日、「交渉の障害」であったはずの張学良を軍事委員会北平分会代理委員長に任命し、しかもその後、3週間も経たないうちに「対日強硬」を主張する電報を蔣作賓宛に送っている(139ページ)。この汪・張間の問題について、対日直接交渉との関連から新たな解釈を加えた点は評価できるが、許育銘氏が指摘するように(1)中央・地方関係、(2)対日抵抗実施問題、(3)蔣・汪関係から再検討を加え、(3)については、汪兆銘の軍事委員会系統と行政院系統が併存する「二元体制」に対する不満、「蔣張同盟協議体制」に対する挑戦で

あった[許 1999, 179], という中国の内政問題をも加味した検討が必要であったように思われる。さらに、二項対立的なとらえ方は、「文官」と「武官」の対立に着目した第5章でとりわけ強調される。確かに著者の意図は「表での協調」より「裏での対立」を際立たせる点にあると思われる。本書では「軍人指導者ら」（「武官」とはいても蒋介石の言動しか紹介されていないため、「文官」と蒋介石の対立と読み換えてよいだろう。ところが、蔣汪合作政権の再スタートを叙述する第6章では、突如蒋介石は「文・武双方の最高統括者」と規定され、蒋介石の『八方睨みの対応』と『無為静観』の態度は、むしろ政権の維持をはじめ、全般的大局を支えるための『必要悪』であり、外交的必要と内政的必要の背反状態が根本的に改善されない限りでは、この『必要悪』は続けなければならないものであった(189ページ)とその曖昧的対応振りが強調される。ある意味で蒋介石は、戦略と戦術を使い分け、駆使する軍指導者としての側面とバランス感覚を重視する政治家の側面にそれぞれ起因する「戦略的あいまいさ」を併せ持った存在ととらえられよう。その点からみれば第5章での議論はあまりにも二項対立的論理に傾斜し過ぎているように思われる。さらに軍人指導者は一枚岩であったのか、この点についても踏み込んだ考察がほしかった。

さて最後に、評者の論文[内田 1996]に対するご指摘について若干説明しておかなければならない。評者は同論文においていかなる過程を経て停戦協定締結へと至ったのか、締結をみるに至った日中それぞれの要因は何であったのかを解明しようとした。そして、中国側については「宋子文の訪米に焦点をあて」た考察から、(1)「宋子文—ローズヴェルト会談を終えて、アメリカから華北情勢に関してローズヴェルト声明と米中共同宣言以外に速効性のある支援を得られないことが明かになった」、(2)「アメリカは中国に対して借款供与を約束すると同時に中国側に停戦するよう要請していた」、という結論を導いた。まず、(1)については特に著者からのコメントはないが、「現状での国際援助に対する諦めがいかにか大きかったか」(215ページ)と、評者が強調した中国

のアメリカに対する失望とこれに起因する停戦の必要性を確認する論述を行っており、ほぼ見解を一にしているものと思われる(国民政府内における停戦への合意時期については後述)。次に(2)について著者から、その根拠とする史料は、外務省記録中の「いわゆる『民国史料』」で、当時有吉明公使が指摘したように「この中国からひそかに入手したといわれた文書には不審な点が極めて多く」、「このような信頼性に大きな疑問がある史料を根拠とした論点は再考の必要がある」(240ページ)とのご指摘を受けた。確かに評者は、この結論(2)のうち、アメリカが「中国側に停戦するよう要請していた」という部分を、著者が指摘する「民国史料」に収録されている電報のひとつに依拠して導き出している。評者もこの史料の性格については承知しており、それゆえ引用にあたっては、中国の停戦斡旋に対するアメリカの態度や「平和保障に関する声明」、あるいは「米中共同宣言」などの検討から浮かび上がったアメリカの対中・対日姿勢、さらに棉麦借款交渉などを充分考慮するとともに、それが諜報による限界を有するものであることを注で断り、他の一次資料とは異なることを示すなどの注意をはらったつもりである(なお、本情報について、当初外務省は「情報ハ其ノ出所ニ鑑ミ相当確實」〔9月22日付広田発淵宛第226号電報〕とも判断していた)。

著者は宋子文—ローズヴェルト会談の内容を明らかにしたうえで問題を指摘しているわけではないので、「本書が引用した中国側の一次資料と比べると、二者の食い違いが明らか」(240ページ)と述べてはいるものの、決して相違は明示的ではない。「民国史料」に5月初めの電文が収録されていることを考えると、「4月18日に船で出発した宋子文一行は5月8日にワシントンに到着したが、中旬に入ってから国民政府になんの報告も寄せられなかった」(212ページ)という指摘は、おそらく有力な批判と思われる。これは5月10日付汪兆銘発何応欽宛電報(蒸電)に依拠している。確かに8日午後、宋子文はローズヴェルトと初会談を行っているが、ワシントン—南京間の時差、これに電信の起案や発電作業、南京での来電処理などの時間を加味すると、南京がワシ

トンから会談の報告を受け取るには最速でも9日午後から10日午前であったと考えられる。要するに蒸電の内容は、宋子文—ローズヴェルト会談の報告を汪兆銘が待っていたと解した方が自然で、出発してから5月中旬まで何の報告も寄せられなかったというのは拡大解釈のように思われる。いずれにせよ、宋子文の欧米歴訪に関する中国側資料はほとんど明らかにされておらず、今後公表あるいは発掘されることを期待したいし、評者も努力していきたいと考えている。なお「史料」問題に関連して、本書は「北平満鉄公所」が「若干額ノ手当」を支給して北平の「電報局関係者」から入手したという電報の類を多数引用しているが、諜報活動によって得たという点では同様の制約を有している点も留意する必要があるように思われる。

さらに、国民政府外交部を中心とする「妥協反対派」は、大国の「等閑視」によってその「立論の根拠を失い」、5月16日国防会議において「局部的妥協の必要性に関する国民政府の合意」が「達成され」ていたため、「実際を伴わない声明(平和保障に関する声明—評者)のために迷うことはもはやあり得なかった」(215~216ページ)と論じている。この16日の国防会議決定に大国の「等閑視」とこれによる「反対派」の論拠の喪失があったとの指摘は注目されるが、この決定のより主要かつ直接的な要因は、「此際支那軍にして翻然従来の挑戦的態度を放棄し国境線より遠く撤退するに於ては軍は速かに長城線に復」るが、「支那軍にして依然其態度を改めざるに於ては軍は更に引続き反撃作戦を反復する」という前日(15日)の関東軍司令官の声明であって、これに対応する形で(1)「敵が北平・天津を攻撃してきた場合は、力の限り抵抗し、決して放棄しない」、(2)「可能な範囲内で北平・天津を保全する、その方法とはわが方が自発的に(銃砲の一評者)射程距離ラインの外に撤退し、先方が前進しなければ、事実上の休戦状態とする」という方針を国防会議が決定したと考えた方が実態に即しているように思われる。中国側は日本軍がどこまで進軍するのか判断しかねており、日本軍が北平・天津にまで軍を進めるか否かがひとつの鍵であった。この段階では、依然政策の優先順位

が(1)にあったことは明白であろう。国民政府に「局部的妥協の合意」が「達成」されたとすれば、それは、北平政務整理委員会委員長黄郛の北平到着(17日)を確認し、宋子文—ローズヴェルト会談の成果と19日の米中共同宣言を見極め、さらに日本軍側にも停戦の動きがあることを感知した20日以降、おそらく汪兆銘が黄郛に成文協定の締結許可を伝えた22日頃であったように思われる。なお、この点と関連して、本書が国民政府の対日外交政策決定過程の解明を主要課題としていることからすれば多少過大な要望になるかもしれないが、当時出先を含む軍部が外務省とともに日本の重要な外交アクターであったこと、また、現地での軍事行動や政策遂行がしばしば東京—南京間の公式外交を規定することさえあったことなどを考えると、日本側については外務省記録のみならず日本軍側資料をも検討対象とする必要があったように思われる。

本書が極めて刺激的かつ実証的研究の醍醐味を実感させる成果であることは言うまでもない。日中関係史研究において、真の意味で日本側と中国側の双方を視野に入れた新たな段階を画期したものと評価し得る豊富な諸論点を提起した著者の努力に学びたいと思う。

## 文献リスト

### <日本語文献>

- 内田尚孝 1996. 「塘沽停戦協定の模索と停戦の主要因」『中国研究月報』第577号(3月).  
 菊池一隆 1997. 「日中十五年戦争論再考——中国近現代史研究者の視点から——」『歴史評論』第569号(9月).  
 西村成雄 1988. 「書評 兪辛焯著『満州事変期の中日外交史研究』」『史学雑誌』第97編第1号(1月).  
 兪辛焯 1986. 『満州事変期の中日外交史研究』東方書店.

### <中国語文献>

- 許育銘 1999. 『汪兆銘与国民政府——1931至1936年対日問題下的政治變動——』台北 国史館.  
 臧運祐 2000. 『七七事変前の日本対華政策』北京 社会科学文献出版社.

(神戸大学大学院文化科学研究科博士課程)